

特許 & 技術レポート

河 合同特許法律事務所/SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

2022-3

.....

ハイライト：

審判中に不正行為をしたら、審判費用が最大30倍に	1
特許法院2021. 11. 19. 宣告2021HE01752 [権利範囲確認(特許)]	2
韓国の半導体・携帯電話技術 … 「パテントトロール」の武器となる	3
中国の有名ビール「チンタオ」の商標権紛争…2審も元祖が勝訴	5
メタバース、実感型コンテンツ技術の特許出願増加	6
マイクロプラスチックによる自閉障害の誘発、世界で初めて究明	6



IP制度

**審判中に不正行為をしたら、
審判費用が最大30倍に**

「産業財産権の審判費用額決定に関する告示」改正、1月25日施行

審判費用負担の実効性を高め、不正行為を事前に防ぐための「産業財産権審判費用額の決定に関する告示」が1月25日から施行されている。

改正内容は次のとおりである。▲偽りや不正行為により取得した権利で審決を受けたり、審判中不正な行為をした事実が発見された場合 ▲故意・重過失により証拠等を出さなかったり、法院に後になって出して勝訴した場合を不正行為とみなす。

不正行為をした者は、勝敗に関係なく審判費用（①審判請求料、②代理人の報酬、③請求書、その他書類及び図面の作成料等）を負担しなければならず、相手方が審判に使用した全ての費用を支払わなければならない。

「審判費用」は、審判に敗れた者が支払うのが原則だが、不正行為をされた者が審判に負けることにより審判費用まで支払わねばならない問題があったため、これを改善したものである。

なお、改正案には、不正行為者が審判費用を負担する場合、相手方は、代理人報酬を実際の選任費用（最大740万ウォン（約71万円））まで請求*することが含まれる。

代理人の報酬は、審判請求料（数十万ウォン）内でのみ請求*することができるため、従来は不正行為を受けた者が数百万ウォンの代理人選任費用がかかったとしても審判費用として補填してもらえない問題があった。

*「産業財産権審判費用額の決定に関する告示」第9

条第2号。審判の代理をした弁理士に当事者が支払う、又は支払うべき報酬は、審判又は再審の請求料の範囲内で報酬契約により当事者が支払う額とする。

今回の改正で、不正、故意・重過失など審判中に不公正行為をした者が審判費用を実費で支払うように費用の負担を現実化することで、誠実かつ公正な審判へと導く効果があるものと期待される。

特許審判院長は、「正確かつ公正な審判のためには、何よりも審判中の不公正行為を根絶する努力が必要」だとし、「捏造されたデータや虚偽の主張で審理を阻害する行為については、法改正の検討など積極的な行政により断固として対処する」と述べた。

後を絶たない偽造品…特許庁、商標権侵害・偽造品に積極的に対応

商標権侵害及び偽造品が後を絶たない中、特許庁・商標特別司法警察（以下、商標特司警）の活躍ぶりが数値を通して伺える。

特許庁は昨年、商標権侵害及び偽造品の流通に積極的に対応し、商標権侵害事犯557名を刑事立件、偽造品約8万点（正規品価格415億ウォン（約39.6億円））を押収したと発表した。*100円=1048ウォン基準

商標特司警は、偽造した「スターバックス」のタンブラーやマグカップをオンライン上で大量に流通させた被疑者Aを商標法違反の疑いで不拘束立件し、偽造品約3万3千点（正規品価格13億ウォン相当、1トントラック22台分）を押収した。

また、商標特司警は、ゴルフ場のロストボールを回収して加工作業した後、再生ゴルフボールを販売する目的で保管していた被疑者B氏（44歳）ら3名を商標法違反の疑いで不拘束立件し、偽造ゴルフボール5万8千点余り（正規品価格で3億ウォン相当）及び商標の銅板（20個）を押収した。

2020年と比べると、2021年の刑事立件は9.7%（2020年：617名→2021年：557名）、押収品は89.2%（2020年：720,471点→2021年：78,061点）と減少しているが、正規品価格は160.1%（2020年159.6億ウォン→2021年415.1億ウォン）に増加した。

2021年度の押収品を「ブランド別の正規品価格」で分類すると、ロレックス112億ウォン、シャネル64億

ウォン、ルイヴィトン43億ウォン、カルティエ41億ウォン、オーデマ・ピゲ36億ウォンの順であった。

また、「品目別の正規品価格」で分類すると、時計（腕時計など）206億ウォン、装身具（指輪、ネックレス、イヤリング、ブレスレットなど）63億ウォン、かばん（ハンドバッグ、ポーチ、財布など）55億ウォン、衣類（上下衣料、手袋、靴下、帽子など）47億ウォン、その他（靴、眼鏡、電子機器、化粧品、玩具など）45億ウォンの順であった。

押収品を品目別に「ブランド別の正規品価格」で区分すると、▲時計：ロレックス112億ウォン、オーデマ・ピゲ36億ウォン、ウブロ12億ウォン、パテックフィリップ8.5億ウォン、シャネル6.6億ウォンの順、▲装身具：カルティエ37億ウォン、ティファニー13億ウォン、シャネル5.7億ウォン、ルイ・ヴィトン3.3億ウォン、グッチ1.9億ウォンの順であり、▲かばん：シャネル47億ウォン、ルイ・ヴィトン1.7億ウォン、サンローラン1億ウォン、FEAR OF GOD0.87億ウォン、ゴヤール0.86億ウォンの順、▲衣類：バタフライ5.3億ウォン、グッチ4.6億ウォン、シャネル4.5億ウォン、ポロ3億ウォンの順となっている。

2021年に押収した偽造品は、最近、有名ユーチューバーが偽物を着用して非難がおこったりもした海外の高級ブランド品が殆どであるが、消費者の需要の多い中低価格の生活用品も含まれる。

特許庁の商標特別司法警察課長は、「非対面取引の増加により、オンラインによる偽造品も増えてくることが予想される」としながら、「積極的な行政の立場から、国民の安全や健康に関する偽造品の販売者への企画捜査を強化し、公正な取引秩序の確立に向けて努力していく」と語った。



特許判例

特許法院2021. 11. 19. 宣告2021HE01752

[権利範囲確認(特許)]

特許発明は、特許法第29条第3項に違反し権利範囲を認めることができないと判断した事件

1. 事件の概要

特許発明の特許権者である被告は、原告を相手に「上部開放ボックス用包装装置」に関する確認対象発明は、本事件請求項1及び3の発明の権利範囲に属すると主張して、権利範囲確認審判を請求し、特許審判院は、確認対象発明は本事件請求項1の発明の権利範囲に属し、本事件請求項3の発明の調節手段及び確認対象発明の対応構成は均等関係にあるので、本事件請求項3の発明の権利範囲にも属するという理由から、これを認容する審決をした。

2. 判示の要旨

(1) 特許法第29条第3項は、特許出願した発明が、①その特許出願日前に出願され(第1号)、②その特許出願後、特許法第64条により出願公開されたり、特許法第87条第3項により登録公示された(第2号)他の特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載の発明と同一の場合、その発明は特許を受けることができないと規定している。発明者及び出願者は本事件特許発明の発明者及び出願人と同じでないため、同じ条項の但書が適用される余地はない。上記条項に該当するか否かに関しては、他の特許出願人の先行発明1の特許出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された発明が、本事件特許発明と同一か否かを判断しなければならないが、2016年7月1日に公開された先行発明1の明細書及び図面が最初の明細書又は図面で補正されたものという点に関する主張・証明がないので、上記明細書及び図面を基にしてその同一性の有無を判断する。

(2) 請求項1の発明の全ての構成要素は、先行発明1の対応構成と実質的に同一である。被告は、一部の構成が先行発明1の対応構成と同一でないことを主張しているが、特許発明の保護範囲は請求範囲に記載された事項によって定められ、発明の説明や図面等により保護の範囲を制限又は拡張することは原則的に許容されない(大法院2009. 10. 15. 宣告2007DA45876判決参照)、請求項1の発明の請求範囲に関連の記載がない限り、その構成要素を被告の主張のように限定して解釈することはできない。

本事件請求項3の発明は、「上記調節手段(40)は、胴体(10)の側面でボックス(B)の規格により流入及び排出できるよう間隔を調節して備えるボールスクリュウ(41)と、ボールスクリュウ(41)の端部に作業者が回転できるようハンドル(42)を備えることを特徴とする、

請求項1に記載の上部開放ボックス用包装装置」である。先行発明1には、第1及び第2の幅調節装置、即ち、調節手段は記載されているが、ボールスクリュウ及びハンドルは明示されていない。しかし、先行発明1の明細書に添付された図4において第1及び第2の幅調節装置(17、19)に該当する位置に「ハンドル」が示されており、ボックス自動包装装置の内部構造が示されている図2aにおいて、ハンドルが結合される位置にボールスクリュウが連結されていることも確認できるので、本事件請求項3の発明もまたその構成要素の全てが先行発明1の対応構成と同じであり、よって、両発明は同一である。

(3) 本事件請求項1及び3の発明は、特許法第29条第3項に違反してその権利範囲が認められないので、残りの点に関してさらに見る必要はなく、確認対象発明はその権利範囲に属さない。



紛争

韓国の半導体・携帯電話技術 … 「パテントトロール」の武器となる

韓国企業へのブーメランとなる国内開発特許

- ・ 事業撤退企業の特許を独占

2019年に90件だった特許攻撃

2021年第1四半期～第3四半期までで130件に達する

事業分野の広いサムスンが主なターゲット

- ・ 敗訴したら販売差止リスクにさらされる

大半は巨額の合意金を払って終わる

- ・ 特許全体の9%を保有するパテントトロール

訴訟を通じて特許利益の80%を独占

◆訴訟で悪用された韓国の特許◆

外国のパテントトロールが、韓国の公共機関や企業から技術を購入した後、韓国企業を攻撃するという特許訴訟の主体となるのは、特許不実施主体(NPE)だ。特にサムスン電子やLG電子など、韓国の大手各社が世界を舞台に事業を拡大している中、NPEにとっての格好

の餌食となっている。

統計庁傘下の韓国知的財産保護院によると、韓国企業を対象とする世界のNPEの訴訟は、この3年間で増加傾向を示している。韓国企業が米国でNPEから訴えられた事件は、2019年の90件から2020年は111件へと増え、2021年は第3四半期までに計130件と前年より大幅に増えている。

これらは2000年代初頭、情報技術（IT）のバブル期の終わり頃に登場してきた。事業から撤退する企業の特許を安く買い取って生き残った企業を攻撃するもので、製品を開発したり生産せずに、特許に関する訴訟を唯一の収益モデルにしているため、パテント・トロールと呼ばれている。通常の正常な特許審判は、二つのライバル会社が互いに保有特許を検討した後、技術を交換する「クロスライセンス協定」で終わらせる。相手の企業がより重要な技術を所有していると判断した場合、その分の費用を支払って合意に至る。

しかし、NPEはこのような過程を介さない。交渉せずに直ちに訴訟を起こして、攻撃対象の企業に販売差止めという圧力をかける。被告となる企業は、販売の中断というリスクを防ぐため、相手から過度な金額を要求されてもはね返すことができない。実際、ロシアの裁判所は、2021年7月、サムスン電子の「サムスンペイ」が自社の特許を侵害したとしてスクウィンSA社（スイス）が起こした訴訟で原告勝訴の決定をした。さらに10月には、2017年に発売されたギャラクシーJ5から最新モデルのギャラクシーZフリップ及びギャラクシーフォルダー等を含む61個のモデルについて、ロシアでの販売を差止めた。両社は現在も激しい法廷争いを続けている。

たとえ訴訟で勝ったとしても、残るのは傷痕のみだ。一旦、米国で特許侵害訴訟が起こると、数十億から数百億ウォンの費用が発生し得る。一般に、米国では敗訴者は勝訴者の訴訟費用を支払わないため、勝っても訴訟費用をそのまま負担しなければならない。過去10年余、このように膨大な利益を上げながらNPEは進化してきた。ノウハウを積み上げながら、最近では巨大企業と化している。現在、米裁判所において韓国企業を対象としたNPEの特許訴訟は、NPEの上位10社だけで84%を占めている。

そのうち代表的なのは、2022年1月にサムスン電子を相手に特許侵害訴訟を起こした「スクレモジ・テクノロジー（Scramoge Technology）」である。同社は訴訟提起

のため、1年前に無線充電事業から撤退するLGイノテックから応用特許123件を大量に買い入れた。スクレモジ側は、50億ウォン（約4.8億円）程で当該特許を買い入れたとのこと。スクレモジの親会社は、これに先立ってサムスンにディスプレイの特許侵害で6000万ドルの賠償を要求している。業界では、今回被害を主張している商品群の売上規模がさらに大きいため、補償要求額も6000万ドルを越えるものと見ている。LGイノテック側は、「公開入札で行われた取引だった」とし、「売却後、訴訟による収益が発生してもLGイノテックが共有する構造となっていない」と説明した。

最近では、外国のNPEが韓国企業を攻撃するだけでなく、国内の関係者が韓国企業を攻撃するケースも問題となっている。米テキサス東部地裁によると、サムスン電子のアン・スンホ元副社長が立ち上げたNPEの「シナジーIP」は、去る2月14日、サムスン電子が無線オーディオ制御技術等の特許4件を侵害したとして損害賠償訴訟を提起した。これは、2021年11月、無線オーディオに関する技術10件の訴訟を起こしたことに続いて、さらに訴訟を拡大したものの。

サムスン電子は、昨年11月に初めて特許訴訟を受けた後、最近、アン氏に対して業務上の秘密盗用不法行為があるとして訴訟を提起したが、さらなる訴訟を防ぐことはできなかった。サムスン電子は、「提起された特許10件に関しては侵害しておらず、同訴訟には営業秘密の盗用という不法行為が含まれているため特許権行使は不可」という答弁を最近テキサス東部裁判所に提出した。

民事法上の不法共謀に該当するという主張も訴状に含まれる。アン氏はさらに、昨年、韓国電子通信研究院（ETRI）から145億ウォン（約13.8億円）規模のデジタルTVに関する特許ライセンスを買い入れた。一角ではこれを巡って、サムスンに対し追加訴訟を起こす意図があるのではと懸念している。

ETRI側は、「当該技術の売却公告の際、国内企業を対象とする特許権の行使が難しいよう前提を付けてある」としながら、「韓国企業に当該技術を適用した特許権を行使するのは難しいはず」と説明した。

このような論争が続く中で、米国ではNPEの無差別な攻撃に反発する声が高まっている。昨年、米連邦取引委員会（FTC）はNPEを巡る報告書を発行し、政府レベルでの対策作りを促した。同報告書は、NPEが保有している特許は全体の9%程であるが、これらの特許訴訟が特許

利益全体の80%を占めていると指摘した。これを受けて最近、被訴企業の防御権である特許権無効制度の強化を骨子とした米国発明家復元法が発議されている。

中国の有名ビール「チンタオ」の 商標権紛争…2審も元祖が勝訴

中国の青島で生産される有名ビールブランド「チンタオ」の商標権をめぐる訴訟で元祖企業が勝った。

特許法院21部は、今年1月に「チンタオ・ブルワリーカンパニー」が「チンタオ・ピアコリア」を相手に提起した商標権侵害差止めなど請求訴訟の控訴審で、1審と同じく原告勝訴の判決をした。被告側は大法院に上告した。



チンタオ・ビール チンタオ・クラフトビール

原告は、韓国で様々な広告及びテレビ番組を通じてよく知られている「チンタオ (TSINGTAO)」ブランドのビールを販売する会社だ。後発業者である被告は、2018年5月に設立し、別の中国企業の「Qingdao Craft Beer (チンタオ・クラフトビール)」ブランドのビールを輸入・販売してきた。原告側は2020年6月、被告を相手に「韓国内で広く知られている『チンタオ』ブランドと類似の商標でビールを販売する不正競争行為を行った」として訴訟を起こした。

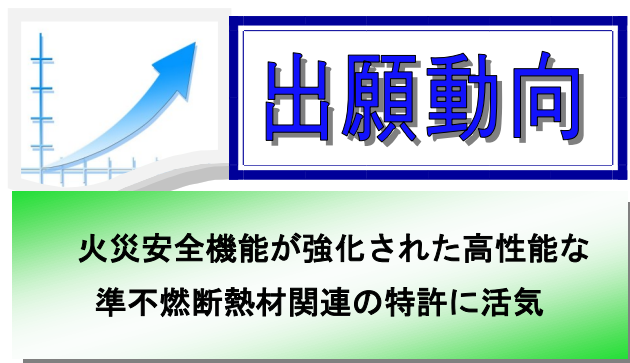
一方、被告側は、「『Qingdao』は青島の漢語拼音で、『Craft Beer』はクラフトビールの意味を有する」とし、「これは、青島をビールに関する産地又は生産方法を表示しただけであり、商品の外観から見ても2つのビールは区分される」として対抗した。

1審は原告側に軍配を上げた。「チンタオ」は、原告が韓国内でビール製品を販売してきた努力により知られている商品表示であるという趣旨だ。裁判部は、「一般の需要者は、被告の製品を原告のビール製品と認識

したり、少なくとも原告と資本又は組織などで密接な関係のある会社が生産・販売する製品と認識させるリスクが十分ある」と判断した。

被告は、1審の判決を不服として控訴したが法院の判断は同じだった。2審は、「原告と被告の商品標識は漢字又はアルファベットの構成及び色の差等で外観は異なるが、『チンダオ』、『チンタオ』と呼称が同じ又は似ている」とし、「両商品の標識は、類似する商品標識に該当する」と判決した。

さらに、「ビール製品の容器の形状に差がある点のみで、一般の需要者や取引者がその出所を混同するおそれがないとは言えない」と付け加えた。



火災発生時に利用者の安全を確保するため、物流倉庫などの建築物に使われる仕上げ材の火災安全基準が強化され、関連技術の開発も活気を帯びている。

特許庁によると、準不燃材料(有機系断熱材)に関する特許出願は、2012年の1件、2013年の2件から、基準が強化された2015年は8件、2021年は15件へと年平均11%増加している。

準不燃材料の出願は、中堅・中小企業がリードしており、中堅・中小企業52件、個人28件、大企業8件、研究機関7件の順である。

準不燃材料の国内・外国出願は、韓国の出願人が95件、外国の出願人が3件と、韓国内の出願人による出願が大半を占めている。これは外国出願人の出願が28%を占める難燃材料と対照的で、国の建築法の火災安全基準強化に合わせて、国内の出願人がいち早く対応しているものと思われる。

準不燃材料の素材別出願件数は、ウレタンフォーム38件、スチロフォーム34件、フェノールフォーム18件等の順である。火災安全基準が強化された2015年以降、優れた断熱性能及び難燃性能を武器に、フェノールフォームやウレタンフォームに関する出願が増加し、

これを活用した準不燃材料技術が関心を引くものと思われる。

一方、これまで建築物の仕上げ材市場をリードしていた難燃材料に関する同期間の特許出願は、減少傾向にある。2015年の33件から2021年には13件となり、平均14%減少した。これは建築物の仕上げ材における性能の基準が強化され、相対的に火災安全性能に劣る難燃材料の技術開発も減少したものと見られる。

特許庁は、「建築仕上げ材の性能に関する基準が強化されたため、準不燃レベル以上の有機断熱材開発において激しい技術競争が予想される」とし、「今後、既存の難燃材料よりも火災安全性能の高い準不燃材料が市場をリードするだろう」と述べた。

メタバース、実感型コンテンツ技術の特許出願増加

近年、拡張仮想世界(メタバース)サービスにおいて、仮想・拡張現実コンテンツを用いた実感型コンテンツ技術は、全世界で米国、中国、韓国を中心に研究開発及び特許出願が増えている。

特許庁によると、実感型コンテンツ技術に関する特許出願動向(2000~2020年)は、IP5を中心に出願件数全体で3万1,567件に達し、特に2010年以降、年平均19%と急激に成長した。韓国における全体(2000~2020年)の出願件数は計4,524件に達し、2010年以降年平均5%の成長率を示している。

IP5の出願人の国別出願割合は、米国が43.7%(13,786件)で最も高く、次いで中国19.7%(6,215件)、韓国14.6%(4,620件)と僅かな差があり、日本8.4%(2,647件)及び欧州8.5%(2,697件)は韓国の半分以上を超える程度となっている。

IP5の国別出願人を見ると、全般的に大半は企業が占めているが、韓国では、他の国と比べて特に個人(13.9%)、研究所(8.4%)も高い割合を占めている。

細部技術別の出願割合は、コンテンツ提供(38%)、インターフェース(30%)、レンダリング(19%)、トラッキング(13%)の順で、出願人の国別細部技術の出願割合は、全ての技術で米国が最大のシェアを占め、韓国はトラッキング(20%)、コンテンツ提供(18%)で少なからぬシェアを占めている。

特許庁は、「今後、韓国はメタバース等でユーザーに新たな経験を提供する実感型コンテンツ技術と人工知能(AI)技術等の新技術とを融合することにより、急浮上している新たな市場で柔軟に対処しながら世界の市場を幅広く活用してゆけば、K(Korean)-メタバースの影響力を広げていくことができると期待している」と述べた。



マイクロプラスチックによる自閉障害の誘発、世界で初めて究明

韓国の研究チームが、マイクロプラスチックが自閉障害を引き起こすという事実を初めて突き止めた。マイクロプラスチックを食べた母マウスから生まれた子マウスにも障害が見られた。

韓国原子力医学研究院は、「放射線医学研究所の研究チームが、実験用マウスの研究を通じてマイクロプラスチックの摂取が自閉スペクトラム障害を誘発するという事実を世界で初めて究明した」と明らかにした。

通常、自閉症と呼ばれる自閉症スペクトラム障害は、乳幼児から発病する難治性神経発達障害であって、社会関係の形成や情緒的相互作用に困難を感じたり、繰り返し執着したり、関心事が限られていたりなど、異常な行動をする疾患であり、確かな原因は今のところ分かっていない。

研究チームは、胎児期、授乳期、青少年期、壮年期などあらゆる年代の実験用マウスに、ビンのふたやビニール、ジッパーバッグなどに使われるポリエチレンマイクロプラスチックを2~12週間与えた後、10余種類の様々な実験を行った。

まず、社会性が分かる3チャンバーテストで行動実験を行った。3チャンバーテストとは、繋がっている3つの部屋のうちの1つに実験用マウスを入れ、他の2つの部屋にそれぞれ見知らぬマウスと親しいマウスを入れた後、実験用マウスがどちらに移動してより多くの相互作用をしたり関心を示すかを数値化して、社会性指数を確認する実験である。「研究の結果、マイクロプラスチックを摂取した全ての年代の実験用マウスの社会性

が低下し、強迫的で反復的な行動が増加した。また、社会性指数は、マイクロプラスチックを摂取しないマウスに比べて50%近く低く示された。

研究チームは、「特に、妊娠したマウスに2週間マイクロプラスチックを与えた後、生まれた子マウスにも、生後4週後に自閉障害の症状が現れた」とし、遺伝的関連性も立証されたと明らかにした。

マイクロプラスチックの浸透は、脳組織の分析でも確認された。青少年期のマウスの脳を電子顕微鏡で観察したところ、脳にマイクロプラスチックの破片が沈着していた。また、磁気共鳴分光法（MRS）で脳の海馬体と前頭葉の皮質を調査したところ、マイクロプラスチックに露出された後は学習と関連した主要代謝物質の攪乱が現われた。特に脳遺伝子分析では自閉障害患者と同じ遺伝子が確認された。

さらに、腸内細菌の生態系である腸内微細菌叢（マイクロバイオーム）を分析してみると、青少年期のマウスに自閉障害患者と同じバクテリアの変化も観察された。

研究を主導した専任研究員は、「プラスチック廃棄物が食物連鎖を経て再び食卓に上がるという深刻な状況が続いている。自閉症だけでなく、他の難治性疾患とマイクロプラスチックとの関連性も研究する必要がある」と語った。

研究チームは昨年、放射性同位元素を用いた陽電子放出断層撮影（PET）で、マイクロプラスチックの体内吸収経路を初めて究明した。研究チームの論文は、環境分野の国際学術誌である『Environment Internation-

al』2月号のオンライン版に掲載されている。

韓国における知的財産問題でお悩みですか 新しい選択、HA&HAにお任せ下さい。

(調査・特許・実用新案・デザイン・商標の出願及び登録、著作権、電子商取引、
インターネット上の権利、コンピュータープログラム、侵害訴訟及び各種紛争)

河 合同特許法律事務所

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-548-1609
Fax : +82-2-548-9555, 511-3405
E-mail : haandha@haandha.co.kr
Website : <http://haandha.co.kr>

SEOUL TECHNO R&C CO., LTD.

ソウル市瑞草区Juheung 3-Gil 1 栄和B/D(盤浦洞)
Tel : +82-2-3443-8434
Fax : +82-2-3443-8436
E-mail : st@stpat.co.kr